

昭和二十二年勅令第七十四号

閉鎖機関令

第一条 この勅令において閉鎖機関とは、その本邦内における業務を停止し、その本邦内に在る財産の清算をなすべきものとして大蔵大臣及びその業務に係る行政の所管大臣（以下所管大臣といふ。）の指定する法人その他の団体をいう。

前項の指定は、告示により、これを行う。

第二条 閉鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務は、これを本邦内に在る財産とし、閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産とする。

他の営業所に係る債権及び債務は、これを本邦内に在る財産とし、閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産とする。

第三条 閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務のうち左に掲げるものは、前項の規定にかかるらず、これを本邦内に在る財産とみなす。

一 閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保された債務

二 金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出され、且つ、左に掲げる者が所持する未払送金

三 为替に係る債務で財務省令で定めるもの

四 在外会社

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所）以下同じ。）を有する者

六 閉鎖機関でイに該当しないもの

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所を有する者を債権者とする預金に係る債務のうち前号に掲げる債務に準ずるものとして財務省令で定めるもの

四 前二号に掲げる債務を除く外、第二号に掲げる者を債権者とする預金その他の金融業務上の債務で財務省令で定めるもの

ロ その他の閉鎖機関又は第二号ハに掲げる在外会社

六 閉鎖機関の有する左に掲げる債権の債務者に対し当該閉鎖機関の負う債務で財務省令で定めるもの。但し、その者に対するこれら債権の額を限度とする。

イ 前号に掲げる者の本邦外の店舗から金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出された未払送金を替に係る債権

口 第五号に規定する債権

七 閉鎖機関が、第二号から第四号までに規定する債務の債権者に対して有する債権で財務省令で定めるもの。但し、その者に対して負うこれらの号に規定する債務の額を限度とする。

八 閉鎖機関の理事、取締役、監事、監査役、清算人その他の役員（以下役員という。）又は従業員で本邦内に住所を有する者に対して負う退職金その他の債務で財務省令で定めるもの。

九 第二号に掲げる者に對して負う本邦を履行地とする債務。ただし、財務省令で定めるものを除く。

十 閉鎖機関が、前二号ハに掲げる債務の債権者に対して有する本邦を履行地とする債權者で負うこれらの号に掲げる債務の額を限度とする。

十一 閉鎖機関又は第二号ハに掲げる在外会社に対して有する本邦を履行地とする債權者で負うこれらの号に掲げる債務を有する閉鎖機関が、当該債権に係る債務者に対して負う債務。ただし、当該債権の額を限度とする。

十二 前号に掲げる債権を有する閉鎖機関が、当該債権に係る債務者に対して負う債務。ただし、当該債権の額を限度とする。

十三 第五号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる債権以外の債権で、財務大臣が指定した又は特殊清算人が財務大臣の承認を受けたもの

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所）以下同じ。）を有する者

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所を有する者を債権者とする預金に係る債務のうち前号に掲げる債務に準ずるものとして財務省令で定めるもの

四 前二号に掲げる債務を除く外、第二号に掲げる者を債権者とする預金その他の金融業務上の債務で財務省令で定めるもの

四 本邦内に住所を有する者を債権者とする預金に係る債務のうち前号に掲げる債務に準ずるものとして財務省令で定めるもの

三 本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所）以下同じ。）を有する者

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所を有する者を債権者とする預金その他の金融業務上の債務で財務省令で定めるもの

二 本邦内に主たる事務所を有する金融機関

一 在外会社

六 閉鎖機関の有する左に掲げる債権の債務者に対し当該閉鎖機関の負う債務で財務省令で定めるもの。但し、その者に対するこれら債権の額を限度とする。

イ 前号に掲げる者の本邦外の店舗から金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出された未払送金を替に係る債権

は、指定日以後は、その職務を行ふことができない。

閉鎖機関の業務に關し代理権を有する者は、本邦内においては、その権限を失う。

閉鎖機関の代理店の業務を當む者は、指定日以後は、当該閉鎖機関のために、取引の媒介をすることができない。

第六条 閉鎖機関となつた法人その他の団体の役員又は職員の地位に昭和二十年八月十五日以後在つたことのある者は、大蔵大臣の定めるところにより、その氏名、住所その他必要な事項を、第九条に規定する特殊清算人に通知しなければならない。

第七条 指定日において閉鎖機関の本邦内にある営業所以外の場所で、閉鎖機関の所有に属する財産（帳簿及び営業又は事業に關する書類を含む。）又は閉鎖機関の保管に属する財産を所持する者は、その旨を第九条に規定する特殊清算人に報告し、特殊清算人の要求があるときは、他の法令又は契約にかかるらず、これを遅滞なく、特殊清算人に引き渡さなければならぬ。但し、担保権に変更を及ぼし又は訴追若しくは民事上若しくは刑事上の訴訟手続を阻害する場合においては、この限りでない。

前項に規定する者は、同項の規定により財産の引渡をなすまでは、善良な管理者の注意を以て、これを保管しなければならない。

前項の規定による保管のために要した費用について必要な事項は、財務大臣がこれを定める。

第五条の規定により解任され又は職務を行ふものと/orして財務省令で定めるもの

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所）以下同じ。）を有する者

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所を有する者を債権者とする預金その他の金融業務上の債務で財務省令で定めるもの

二 本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所）以下同じ。）を有する者

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所を有する者を債権者とする預金その他の金融業務上の債務で財務省令で定めるもの

一 在外会社

六 閉鎖機関の有する左に掲げる債権の債務者に対し当該閉鎖機関の負う債務で財務省令で定めるもの。但し、その者に対するこれら債権の額を限度とする。

イ 前号に掲げる者の本邦外の店舗から金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出された未払送金を替に係る債権

は、指定期日内において解任されたものとする。

第八条 外国法人でない閉鎖機関（指定期日以前に解散したもの）は、第一号の規定による指定日に因り、指定期日において解散する。

第九条 特殊清算是、財務大臣の選任する特殊清算人がこれを行う。

第十条 特殊清算是、財務大臣は、特別の事情があると認めるとときには、特殊清算人を解任することができる。

第十一条 特殊清算是、財務大臣は、就職の後遅滞なく、開鎖機関の財産の現況を調査し、指定期日における財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

第十二条 特殊清算是、財務大臣は、第一号の規定により特殊清算人を選任し又は前項の規定によりその解任をしたときは、その旨を公告する。

第十三条 特殊清算是、財務大臣は、就職の後遅滞なく、開鎖機関に關する事項について、報告をなさなければならぬ。

第十四条 特殊清算是、財務大臣は、指定期日においては、その旨を特殊清算人に報告し、特殊清算人の要求があるときは、他の法令又は契約にかかるらず、これを遅滞なく、特殊清算人に引き渡さなければならぬ。但し、担保権に変更を及ぼし又は訴追若しくは民事上若しくは刑事上の訴訟手続を阻害する場合においては、この限りでない。

前項に規定する者は、同項の規定により財産の引渡をなすまでは、善良な管理者の注意を以て、これを保管しなければならない。

前項の規定による保管のために要した費用について必要な事項は、財務大臣がこれを定める。

第五条の規定により解任され又は職務を行ふものと/orして財務省令で定めるもの

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所）以下同じ。）を有する者

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所を有する者を債権者とする預金その他の金融業務上の債務で財務省令で定めるもの

一 在外会社

六 閉鎖機関の有する左に掲げる債権の債務者に対し当該閉鎖機関の負う債務で財務省令で定めるもの。但し、その者に対するこれら債権の額を限度とする。

イ 前号に掲げる者の本邦外の店舗から金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出された未払送金を替に係る債権

は、指定期日内において解任されたものとする。

第九条 特殊清算是、財務大臣は、特別の事情があると認めるとときには、特殊清算人を選任し又は前項の規定によりその解任をしたときは、その旨を公告する。

第十条 特殊清算是、財務大臣は、就職の後遅滞なく、開鎖機関の財産の現況を調査し、指定期日における財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

第十一条 特殊清算是、財務大臣は、第一号の規定により特殊清算人を選任し又は前項の規定によりその解任をしたときは、その旨を特殊清算人に報告し、特殊清算人の要求があるときは、他の法令又は契約にかかるらず、これを遅滞なく、特殊清算人に引き渡さなければならぬ。但し、担保権に変更を及ぼし又は訴追若しくは民事上若しくは刑事上の訴訟手続を阻害する場合においては、この限りでない。

前項に規定する者は、同項の規定により財産の引渡をなすまでは、善良な管理者の注意を以て、これを保管しなければならない。

前項の規定による保管のために要した費用について必要な事項は、財務大臣がこれを定める。

第五条の規定により解任され又は職務を行ふものと/orして財務省令で定めるもの

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所（法人にあつては主たる事務所）以下同じ。）を有する者

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）に規定する

五 本邦内に住所を有する者を債権者とする預金その他の金融業務上の債務で財務省令で定めるもの

一 在外会社

六 閉鎖機関の有する左に掲げる債権の債務者に対し当該閉鎖機関の負う債務で財務省令で定めるもの。但し、その者に対するこれら債権の額を限度とする。

イ 前号に掲げる者の本邦外の店舗から金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出された未払送金を替に係る債権

財務大臣は、指定業務に関して、第一項の指示又は承認をなそうとするときは、所管大臣と協議しなければならない。

減させる行為については、第十一条の二の規定に該当する場合を除く外、他の法令にかかるわらず、その方法、金額、時期及び順位について、財務大臣の指示に従わなければならない。

財務大臣は、前項の指示をなすについては、一般社会の経済秩序の保持を旨とし、特に預金者等小額の債権者の利益を考慮し、且つ、債権者間の衡平を害しないように留意しなければならない。

第十一條の二 閉鎖機関に対する債権者が、指定
日の前日において閉鎖機関に対し債務を負担し
いたい

ている場合においては、財務大臣が別に定める場合を除き、特殊清算人は相殺をなすことができる。但し、左に掲げる場合においては、この限りでない。

閉鎖機関の債務者が、指定日以後、閉鎖機関に対する債権を又手取ることを

二 開鎖機関の債務者が第一条の規定による指定のあるべきことを知つて開鎖機関に対する債権を取得したとき
十一条の三 第二条第二項第二号又は第三号に規定する債務のうち、外貨表示のものの本邦通貨への換算については、別表第一に掲げる換算率を適用する。

第二条第一項第四号、第六号、第八号、第九号若しくは第十二号に規定する債務、同項第七号に規定する債権（当該債権の債務者が同項第七号に掲げる者である場合を除く。）又は第十九号に規定する債権（閉鎖機関又は第二条第三項第二号ハに掲げる在外会社で第九号に掲げる債務の債権者であるものに対する債権を除く。）の本邦通貨への換算については、別表第二に掲げる換算率を適用する。

前二項の場合において、外貨についての換算率が別表に掲げられていないときは、その換算率は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項又は第二項の規定により当該外貨につき外国為替相場が定められているものについては、これによるものとし、その外国為替相場が定められていない

いものについては、同条第二項の規定の趣旨に従い、（現に流通していない外貨については、その有した購買力等を勘案して、）財務大臣の定める換算率によるものとする。

第十一條の四 特殊清算人は、第二条第二項第二号から第四号まで、第八号又は第九号に規定する債務に係る債権者に対して、財務省令の定めるところにより、当該特殊清算人にその債権を申し出るべきことを催告しなければならない。

前項の債権者が同項の規定によりその債権を申し出ない場合は、その債権者は、特

殊清算から除斥される。
知れている債権者は、特殊清算から除斥する

第二項の規定により除斥された債権者は、除斥されなかつた債権者に對して弁済した後の残余財産に對してのみ、その弁済を請求することができる。

するものを除く)について、閉鎖機関及びその相手方が、指定日において、まだ、ともにその履行を完了していないときは、特殊清算人は、その選択に従つて、契約の解除をなし又は相手方の債務の履行を請求することができる。前項の場合において、相手方は、特殊清算人に対して相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をなすか又は債務の履行を行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。特殊清算人がその期間内に確答をなさないときは、契約の解除をなしたものとみなす。

第一項の規定によつて特殊清算人が債務の履行を請求した場合において、その相手方の債務の履行については、民法第五百三十三条の規定は、これを適用しない。

第一項又は第二項の規定により契約の解除があり、その損害の賠償につき争を生じた場合において、特殊清算人又はその相手方の申立があつたときは、財務大臣は、その解決を図るため、仲介をしなければならない。

第十三條 閉鎖機関を当事者とする賃貸借（指定業務となつた業務に關するものを除く。）で指定日において現に存するものについては、賃貸借に期間の定がある場合においても、特殊清算人は、民法第六百七十七条（借家法施行の地区に在る建物については、同法第三条第一項）の規定により、解約の申入をなすことができる。

第十四条 閉鎖機閥を注文者とする請負（指定業務となつた業務に関するものを除く。）で指定日において現に存するものについては、特殊凍結算人は、契約の解除をなすことができる。この

場合においては、請負人は、その既になしめた仕事の報酬及びその報酬中に包含されない費用について、注文者に対して請求することができる。

勢の解約があつたときは、各当事者は、相手方に對して、解約によつて生じた損害の賠償を請求することができない。

第十七条 閉鎖機関を当事者とする貸付金の債権（指定業務となつた業務に関するものを除く。）については、特殊清算人は、財務大臣の許可を得て、履行期の到来前においても、履行の請求をすることができる。この場合においては、前項の規定による請求をして、当該債権を

第十九条 閉鎖機関のうち昭和二十年八月十五日現在においてその本邦外に在る本店、支店その他営業所に係る債務（第二条第三項の規定に依り本邦内に在る財産とみなされた債務を除く。以下在外債務という。）を有していたものが、又は契約にかかるらず、指定日以後は、利息を附しない。但し、財務大臣が別段の定をなしたときは、この限りでない。

については、特殊清算の目的である債務を弁済し、及び当該債務のうち異議のある債務、条件付の債務その他不確定の債務について、財務大臣の定めるその弁済に必要な財産を別除した後において、当該在外債務の総額が当該閉鎖機関の財産（債務を除く。）のうち本邦内に在る財産以外のもの（以下在外資産という。）の総額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機関につき政令で一定の金額を定めたときは、その全

額を加算した額)に相当する本邦内に在る財産(債務を除く。)を、その他の場合において当該金額につき政令で一定の金額を定めたときにはその金額に相当する本邦内に在る財産(債務を除く。)を、財務大臣の承認を得て、それぞれ留保した後でなければ、残余財産の処分をなすことができない。

前項の規定により別除した財産のうち債務の弁済に充てる必要がないことが明らかになつたものは、財務大臣の承認を得た後でなければ、これを残余財産として処分することができな

前二項の規定に違反してなした残余財産の処分は、これを無効とする。
第一項の規定により政令で金額を定める場合には、同項の規定により閉鎖機関の留保する財産が当該閉鎖機関の在外債務の総額をこえることとなるないようにしなければならない。

では、特殊清算人は、払い込んだ株金額又は出資の価額の割合に応じて、これを株主又は社員その他の構成員に分配しなければならぬ。

第十九条の三 株式会社（これと同種の外国会社を含む。）である閉鎖機関については、その発機関の残余財産の処分につき、別段の定をなすことができる。

行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主は、当該機関の株主に対し新たに払込又は出資をさせないで株式を引き受けさせるることにより当該機関の本邦内に在る財産（第十九条第一項に規定する閉鎖機関については、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）、その他の場合において当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときはその金額にそれぞれ相当する本邦

内に在る財産（債務を除く。）を留保した後の財産に限る。）をもつて株式会社を設立すべきことを特殊清算人に対し立てることができる。
前項の申立ては、書面でしなければならない。
前項の書面（以下申立書という。）には、左の事項を記載しなければならない。
一 申立人の氏名又は名称及び住所

四 二 開鑿権の名義
三 申立の趣旨
二 新たに設立しようとする株式会社（以下新
一 会社という。）の目的及び業務の概要
五 その他必要な事項
第十九条の四 特殊清算人は、前条第一項の規定
による申立があつたときは、遅滞なく財務大臣

に異議があるときは、「一箇月以内に事由を具して財務大臣に申し出るべき旨を公告し、且つ、開鎖機関の帳簿及びその附属書を公表する。」と規定され、營業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を「その主たる事務所に備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

利害関係人は、前項の期間が経過した後は、特殊清算事務に関して異議を申し出ることができない。

第十九条の二十二第一項に規定する公告があつた後)十年間、当該閉鎖機関の帳簿並びに営業若しくは事業及び特殊清算に関する重要な書類を保存しなければならない。

場合に、この限りでない。
財務大臣は、いつでも、特殊清算人に對しつ
特殊清算事務及び財産の状況の報告を命じ、そ
の他特殊清算の監督上必要な調査をすることが
できる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特殊清算人について準用する。

金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第二十号）第三十七条の九又は企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）第二十九条第二項の規定にかかるらず、財務省令の定めるところにより、金融機関再建整備法第三十七条の二の規定により金融機関から調整勘定の利益金の分配額

を受ける権利（以下調整勘定受益権という。）又は企業再建整備法第二十六条の規定による仮勘定利益額の分配を受ける権利（以下仮勘定受益権といふ。）を譲渡することができる。

権、仮勘定受益権及び財務大臣の指定する債権並びに信託報酬に充てるべきその他の資産以外の資産を有しない場合において、財務省令の定めるところにより、その有する調整勘定受益権、仮勘定受益権及び当該財務大臣の指定する債権のすべてを信託したときは、当該機関は

その債権者に対する債務及び残余財産を分配すべき義務を免かれるものとする。

第十九条の二十八 特殊清算人は、財務省令の定めるところにより、債権者のために弁済すべき財産を供託するか又は信託して、その債務を免

十九條の二十九 特殊清算人が、財務大臣の承認を得て、閉鎖機関の発行した社債、當團債又は金庫債の償還を委託した場合は、当該委託を受けた者は、債権者のために社債、當團債又は

金庫債の償還を受けるのに必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる。

関」とあるのは「指定解除機関」と読み替えるものとする。

第二十条の三 第二十条第一項の規定による指定の解除は、将来に向つてのみその効力を有する。

第二十条の四 外国法人でない閉鎖機関について
第二十条第一項の規定による指定の解除があつたときは、その指定の解除の際当該機関の特殊清算人であつた者は、当該機関の清算人を選任するにあつては、一人以上

するため、その指定の解説の日から一月以内に、株式会社である機関にあつては株主総会、民法第三十四条の規定に基づき設立された法人である機関にあつては総会を招集しなければならない。

第十九条の五第一項の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、第十九条の五第二項中「本邦外に本店を有する閉鎖機関」とあるのは、「本邦外に本店又は主たる事務所を有する指定解除機関」と、「株主総会」

とあるのは「株主総会又は総会」と読み替えるものとする。

第一項の指定解除機関の特殊清算人であつた者は、同項の株主総会又は総会の招集については、清算人と同一の権限を有する。

第一項の旨定解説余幾回の寺井書算入でつて

第一項の指定解機関の特別清算人であつた者は、同項の規定に基く株主総会若しくは総会が、同項の期間内に開かれなかつたとき又は当該株主総会若しくは総会において指定解除機関の清算人が選任されなかつたときは、遅滞なく裁判所に対し、清算人の選任を請求しなければ

前項の規定による選任の裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）による。

定解除機関の本邦内の主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

前項の場合において、同項の指定解除機関の
その指定の解除の際における特殊清算人であつ
た者は、遅滞なく裁判所に対し、清算人の選任
を請求しなければならない。

掲げる機関については「昭和二十二年一月十六日」と読み替えるものとする。

閉鎖機関である朝鮮銀行又は株式会社台灣銀行（以下朝鮮銀行等という。）は、その特殊清算の目的である債務を弁済し、及び当該債務のうち異議のある債務、条件付の債務その他不確定の債務について、大蔵大臣の定めるその弁済に必要な財産を別除した後において、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額（第十九条第一項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において同項に規定する政令で定める金額があるときはその金額に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）をそれぞれ留保した後の財産の額に、朝鮮銀行法（明治十四年法律第四十八号）第二十七条又は台灣銀行法（明治三十年法律第三十九号）第二十条の二の規定により納付すべき納付金のこれらの規定に規定する利益金に対する割合を乗じて得た金額を、大蔵大臣の定めるところにより、政府に納付しなければならない。

朝鮮銀行等については、前項の規定による納付金を政府に納付した後でなければ、第十九条の規定による残余財産の処分、第十九条の三から第十九条の十九までの規定による株式会社の設立及び第二十条の規定による指定の解除をすることができない。

第七項の規定による納付金は、朝鮮銀行等に對し法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）附則第五条の規定により法人税を課する場合の法律（昭和二十二年法律第二十九号）附則第十五条の規定により営業税を課する場合の清算純益の計算上、残余財産の価額に算入しない。

旧朝鮮食糧管理特別会計法（昭和十八年法律第九十一号）第五条の規定による「時借入金」で、朝鮮銀行等に対する負債となつてゐるものは、証券及び一時借入金以外の国債とみなして、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定を適用する。

附 則（昭和二十三年八月二一日政令第二

1 この政令は、公布の日から、これを施行する。

2 この政令施行の際現に從前の閉鎖機関令第九条に規定する特殊整理人である者は、この政令施行の日において、特殊清算人となるものとする。

3 この政令施行前、從前の閉鎖機関令第九条に該当する特殊整理人が、閉鎖機関の指定業務又は特殊整理のためになした行為は、特殊清算人がなした行為とみなす。

4 この政令施行の際、現に閉鎖機関である者（この政令施行前に解散した者を除く。）については、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）及び地方税法（昭和二十三年法律第一百号）の適用に関する場合に限る。の適用に關しては、指定日において解散したものとみなす。

5 改正後の閉鎖機関令において「指定日」とあるのは、この政令施行の際現に閉鎖機関であるものについては、同令第三条第一項、第四条第一項、第五条、第九条の二、第十一条の二から第十四条まで、第十八条及び第十九条の規定を除き、「この政令施行の際」と読み替えるものとする。

6 第九条の二において「就職の後」とあるのは、この政令施行の際現に閉鎖機関であるものについては、「この政令施行後」と読み替えるものとする。

7 閉鎖機関令第三条第一項、第四条第一項、第五条第四項から第六項及び第十二条から第十四条までの規定において「指定日」とあるのは、「昭和二十二年三月十日」と読み替えるものとする。

附 則（昭和二十三年八月三一日法律第四

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

1 附 則（昭和二七年七月一六日法律第二三四号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

2 附 則（昭和二十七年七月三一日法律第二六八号）抄
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

3 附 則（昭和二八年八月一一日法律第一三号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

4 附 則（昭和二九年五月一五日法律第一〇五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

5 附 則（昭和二九年五月一五日法律第一〇五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

6 附 則（昭和二九年五月一五日法律第一〇七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

7 附 則（昭和二九年五月一五日法律第一〇七号）抄
この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

8 附 則（平成二三年五月二十五日法律第五三号）抄
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二十四年五月三一日法律第一

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 附 則（昭和三〇年八月一日法律第一〇九号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

2 附 則（昭和三八年七月九日法律第一二六号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

3 附 則（昭和三八年七月九日法律第一二六号）抄
この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。

4 附 則（昭和四二年六月一二日法律第六六号）抄
この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

5 附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

6 附 則（昭和二二年六月一二日法律第一六〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

7 附 則（昭和二二年六月一二日法律第一六〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

8 附 則（昭和二二年六月一二日法律第一六〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

9 附 則（昭和二二年六月一二日法律第一六〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

10 附 則（昭和二二年六月一二日法律第一六〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十四年五月三一日法律第一

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 附 則（昭和三〇年八月一日法律第一二六七号）抄
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条の二、第百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する
一 第五百九条の規定 公布の日

表示通貨単換算率（本邦通貨1円に対する金額）									
位名	円（満洲中 央銀行券）	円（中國連合 準備銀行券）	円（蒙疆銀 行券）	円（中央儲 備銀行券）	円（中央儲 備銀行券）	円（中央儲 備銀行券）	円（中央儲 備銀行券）	円（中央儲 備銀行券）	円（中央儲 備銀行券）
蒙疆	華北	滿洲	關東州	台灣	朝鮮	店舗所在地域	別表第二	票）	二年軍用手 円（昭和十 10円
						表示通貨単位名			
円（蒙疆銀行券）	備銀行券）	円（滿洲中央銀 行券）	円（中國連合準 備銀行券）	1.6円	1.6円	貨1円に対する 金額）	換算率（本邦通 貨1円に対する 金額）		
50円				1.00円	1.00円				

軍用手票	中華南島海南・港	香行券	中央儲備銀
	(昭和十二年)	10円	2,400円